

国民年金の手続きをお忘れなく



学生から社会人になる方(就職する20歳以上の方)

会社や官公庁などに就職すると、国民年金第1号被保険者から第2号被保険者に変わります。基礎年金番号通知書またはマイナンバーカードなどを持参して、勤務先で手続きしてください。

今春、就職する20歳以上の方は、勤務先での手続きがスムーズにできるよう基礎年金番号通知書などを確認しておきましょう。

退職する方、配偶者の扶養から外れる方

退職や厚生年金加入の配偶者の扶養から外れる方など(下表参照)は届け出が必要です。届出先は、国保・年金課または各振興局市民福祉課です。

《退職などに伴う届け出が必要な例》

届け出が必要なとき	年金の種別	届け出に必要なもの
退職したとき(20歳以上60歳未満の厚生年金・共済年金加入者)	第2号被保険者 ↓ 第1号被保険者	○基礎年金番号通知書、年金手帳など基礎年金番号の分かれる書類 ○資格喪失証明書 (被用者年金制度の資格喪失日を証明できるもの)など
厚生年金、共済年金に加入中の配偶者に扶養されていたが、配偶者が厚生年金、共済年金をやめたとき、または配偶者が65歳に到達したとき	第3号被保険者 ↓ 第1号被保険者	
厚生年金・共済年金加入者の被扶養配偶者本人の見込み年収額が130万円以上になるとき		

※基礎年金番号は、公的年金共通の番号です。転職や退職などで加入する年金制度が移っても変わりません。

付加年金に加入しませんか

老齢基礎年金額は、40年間保険料を納めた場合の満額で831,700円(2025年度)ですが、老後により多くの年金を受けたいと考えている方のために付加年金制度があります。

国民年金の第1号被保険者・任意加入被保険者が定額保険料に加えて付加保険料を納付すると、老齢基礎年金に付加年金が上乗せされます。付加保険料…400円(月額)

付加年金の受給額…200円×付加保険料納付月数
(例)付加保険料を10年間納付した場合
付加保険料 400円×10年(120月)=48,000円
付加年金額

200円×10年(120月)=24,000円(年額)
(65歳から受給した場合の付加年金額です)
付加年金を2年間受給すると納付した付加保険料総額と同額となり、そこからは支払った以上の付加年金を一生涯受給することができます。

■注意

- 付加保険料の納付は申込みをした月分からです。
- 保険料の免除または納付猶予が承認されている方や国民年金基金に加入中の方は、付加年金に加入できません。
- 障害基礎年金には、付加年金の上乗せはありません。
- 老齢基礎年金を“繰上げ受給”または“繰下げ受給”する場合、付加年金も老齢基礎年金と同じ減額率・増額率になります。
- 付加保険料の納付を希望しなくなった場合は、辞退の申し出が必要です。

第2号・第3号被保険者から第1号被保険者への切り替えや、付加年金の加入は、マイナポータルを利用した電子申請ができます。詳しくは市ホームページで確認してください。



《問合せ》国保・年金課☎21-9061または各振興局市民福祉課

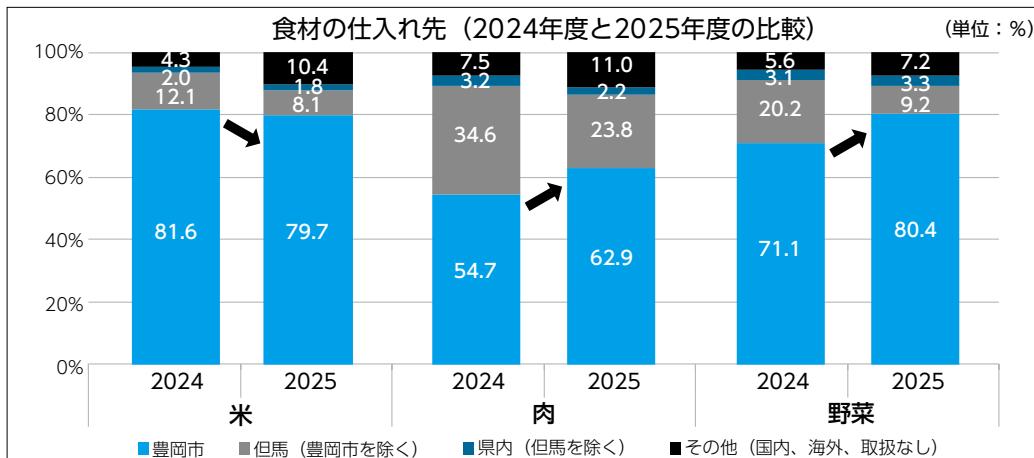
年金受給についての相談

豊岡年金事務所年金相談窓口(要予約)☎0570-05-4890(050から始まる電話の方) ☎03-6631-7521)
一般的な年金相談ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165(050から始まる電話の方) ☎03-6700-1165)

数字で見る、観光と地域のつながり

観光は、地域にお金を循環させる大切な産業の一つです。地域経済へのつながりを明らかにするため、2025年8月から10月にかけて宿泊施設を対象に行った調査結果を紹介します。

《問合せ》 豊岡観光イノベーション ☎21-9002



▲詳細はコチラ

肉や野菜は増加、米は減少

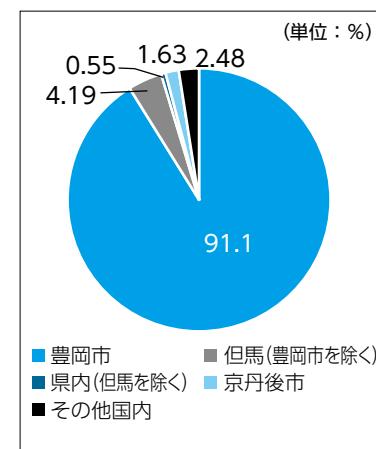
今回の調査では、食材の仕入れ先全体の市内比率は76.0%となりました。なお、金額との比較になりますが、他地域の宿泊業における地域生産額の割合は、京都府(68.4%)、岡山市(49.1%)となっています。(京都府および岡山市2015年産業連関表参照)

地域食材を宿泊施設や飲食店で活用する動きが広がっている一方で、

米は調達が難しく、仕入れが減少したものと考えられます。
観光の雇用が生む、地域の経済循環

宿泊施設で働く市民の割合は、高い水準を維持しています。観光業の方の給料が市内で使われることが、地域の経済を支える力になります。

この循環が地域を元気にしています。



みんなのジオパーク第14回

ジオパークの活動を応援します!

NPO法人日本ジオパークネットワークでは、ジオパークを「地形・地質から地球の過去を知り、未来を考えて、活動する場所」としており、さまざまな分野において議論を重ねながら、地域住民の方々が主体となって、ボトムアップの活動を進めることができます。

山陰海岸ジオパーク推進協議会では、ジオパークをより身近に感じてもらうとともに、より一層皆さんに活動してもらうため、各分野において団体等を支援する各種補助金制度を設けています。

今年度は、

①保護保全活動支援事業(貴重な地形・地質、自然環境の保護保全のために行う清掃活動や自然環境の再生・維持活動等の保護保全

活動の支援)

- ②次世代青少年等育成支援事業(調査研究や取組み成果等の国内外の学術会議等での発表の支援)
 - ③山陰海岸ジオパークガイド魅力向上支援事業(山陰海岸ジオパークガイドの魅力向上や資質向上の取組みの支援)
- 等を実施しました。

来年度も地域住民の皆さんの活動を支援します。詳しくは、当協議会ホームページを確認してください。



協議会の各種補助メニュー▲

《問合せ》 山陰海岸ジオパーク推進協議会

☎26-3783